

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立期間③について、A社の事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21年3月31日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和17年6月頃から18年3月頃まで  
② 昭和19年頃  
③ 昭和19年4月頃から22年頃まで

B社に勤務していた申立期間①、C社に勤務していた申立期間②、及び事業所名は不明であるがD郡周辺にあった炭鉱に勤務していた申立期間③に係る労働者年金保険又は厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

いずれの事業所においても勤務していたことは間違いないので、全ての申立期間を労働者年金保険又は厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」、以下「旧台帳」という。）において、申立人と同姓同名で生年月日が一致する者に係るA社における被保険者記録（資格取得日は昭和19年6月20日、資格喪失日は未記載）が確認でき、当該被保険者記録が基礎年金番号に統合されていない記録とされている。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、前述の旧台帳に係る厚生年金保険被保険者記号番号が申立人と同姓同名で生年月日が一致して

いる者に払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人の妻は、申立人が、事業所名は不明であるがD郡周辺にあった炭鉱に勤務していた旨供述しており、改製原戸籍によると、申立人の子は昭和 20 年\*月\*日にD郡で生まれており、申立人が、同年\*月\*日に申立人の子の出生の届出を役場に行ったことが確認できるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員二人は、「申立人に係る記憶は無いが、A社に県外から働きに来ていた者は、D郡にあったA社の住宅で生活しており、同地が申立人の子の出生地であるのなら、申立人は同社の住宅に入居し、A社で勤務していたと思われる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、前述の基礎年金番号に統合されていない旧台帳は、申立人の被保険者記録であると認められる。

また、資格取得日については、i) 申立人のものであると認められる旧台帳に、資格取得年月日が昭和 19 年 6 月 20 日と記載されているものの、前述の払出簿によると、同旧台帳に記載された記号番号の資格取得年月日欄には、「法改正」の印が押されており、同払出簿において、申立人の記録と認められる記号番号に近接して記載され、申立人と同様に「法改正」の印が押されている者で、オンライン記録が確認できる者の資格取得日は同年 10 月 1 日であることが確認できること、ii) 「法改正」の印について、日本年金機構E事務センターは、昭和 19 年の厚生年金保険法改正（被保険者が、一定の業種の事業所に使用される一般職員の男子労働者にも拡大された改正のこと。）により、同年 10 月 1 日に厚生年金保険に加入したことを表示したものである旨回答していること等を総合して判断すると、A社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年 10 月 1 日であったと考えるのが妥当である。

さらに、資格喪失日については、申立人の妻は、申立人の子が 1 歳半を迎える頃までは申立人とともにA社の住宅に居住しており、転居したことはなかったと主張しているところ、前述の従業員は、同社の住宅にはA社に勤務している期間のみ入居できた旨供述している。

加えて、申立人の記録と認められる旧台帳において資格喪失日の記載が確認できないこと、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には健康保険の整理番号に欠番が多数確認できることについて、日本年金機構E事務センターは、被保険者資格の喪失日が記載されていない原因は不明である旨回答している。

また、申立人の記録と認められる旧台帳に記載された厚生年金保険被保険者資格の取得日に近接してA社の被保険者資格を取得し、オンライン記録が確認できる者のうち、標準報酬月額等級が改正された昭和 21 年 4 月 1 日以降に被保険者資格を喪失している複数の者の旧台帳には、同日における標準報酬月額が記載されていることが確認できるものの、申立人の記録と認められる旧台帳には、当該標準報酬月額及び資格喪失日が記載されてい

ないこと等を総合して判断すると、A社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当該標準報酬月額等級が改正された同年4月1日の前日の同年3月31日であったと考えるのが妥当である。

さらに、被保険者種別については、i) 申立人の記録と認められる旧台帳に記載された厚生年金保険被保険者資格の取得日に近接して、申立事業所の被保険者資格を取得した者について検証したところ、旧台帳の坑内夫該否の欄に「坑」と記載されているものが確認できるものの、申立人の記録と認められる旧台帳の坑内夫該否の欄には「坑」の記載が確認できないこと、ii) 申立人の旧台帳等により、申立人は複数の炭鉱で勤務していたことが確認できること、申立人の厚生年金保険の被保険者種別は必ずしも第3種被保険者ではないこと、iii) 申立人が坑内労働者であった旨の供述が得られないこと等を総合して判断すると、事業主は、昭和19年10月1日に第1種被保険者（坑内労働者を除く男子労働者）として資格を取得する旨の届出を行ったと考えるのが妥当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合して判断すると、申立人に係る被保険者資格の取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年3月31日とし、当該期間において、申立人は厚生年金保険の第1種被保険者であったとすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、昭和19年4月頃から同年10月1日までの期間については、i) 厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法における被保険者は、一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）と定められているところ、申立人が同法の対象であった旨の供述等が得られていないこと、ii) 19年6月に施行された厚生年金保険法において、被保険者の対象が一定の業種の事業所に使用される一般職員の男子労働者にも拡大されたが、同年6月から同年9月までの期間は、同法の適用準備期間として、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年10月から開始することが定められていること、iii) 前述の払出簿によると、申立人の記録と認められる旧台帳の資格取得年月日の欄に、19年10月1日付けで厚生年金保険の被保険者に該当したことを意味する「法改正」の印が押されていることなどから判断すると、申立人が、当該期間において、労働者年金保険の被保険者であったと推認することはできない。

また、申立期間③のうち、昭和21年3月31日から22年頃までの期間については、適用事業所名簿では、A社は25年4月30日に既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の従業員からも申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除等について、供述を得ることができない。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険又は厚生年金保険の被保険者として昭和 19 年 4 月頃から同年 10 月 1 日までの期間及び 21 年 3 月 31 日から 22 年頃までの期間に係る労働者年金保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間①については、申立人の旧台帳並びに F 社が所持していたとする B 社の健康保険及び厚生年金保険の被保険者に係る名簿において、申立人に係る被保険者記録は確認できない。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の妻が申立期間①当時、申立人の上司であったとして名前を挙げた者の労働者年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該被保険者名簿により、申立期間①当時に被保険者記録が確認できる複数の従業員からも、申立人の申立期間①における労働者年金保険料の控除等に係る供述を得ることができない。

さらに、適用事業所名簿によれば、B 社は昭和 37 年 7 月 27 日に既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の賃金台帳等の資料を得ることができないことから、申立人の当該期間における労働者年金保険の加入状況及び労働者年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間①に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間①に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②については、申立人の旧台帳において、申立人の被保険者記録は確認できない。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②当時に被保険者記録が確認できる複数の従業員からは、申立人の申立期間②における労働者年金保険料又は厚生年金保険料の控除等に係る供述を得ることができない。

さらに、適用事業所名簿によれば、C 社は昭和 43 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の賃金台帳等の資料を得ることができないことから、申立人の当該期間における労働者年金保険等

の加入状況及び労働者年金保険料等の控除について確認することができない。

なお、前述の従業員のうち一人は、「勤務期間等の詳細は分からないが、申立人がC社の下請け会社のG社で勤務していたという話を、以前、誰かから聞いたことがある。」と供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が勤務していたのはC社の下請け会社であった可能性がうかがえるものの、適用事業所名簿によると、申立期間②当時、G社は労働者年金保険又は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

加えて、申立人が申立期間②に係る労働者年金保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間②における労働者年金保険料又は厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険又は厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る労働者年金保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に私の夫と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料についても国民年金の加入時から、毎月自宅に来る婦人会の集金人に夫の保険料と合わせて 200 円を支払っていたことを記憶している。

申立期間当時の年金手帳は、旧姓の A 名義で赤茶色のものだったし、その年金手帳は、平成 19 年頃までは手元にあったと思うが、何度も引っ越しを重ねるうちに紛失してしまった。

また、昭和 41 年に、家族全員が伯母の養子になり、A 姓から B 姓となったが、それまでの国民年金の加入記録は自動的に姓が変更になっているものと思い、その時は何も手続をしなかった。国民年金から厚生年金保険に変更になるときに自動的に国民年金記録の一部が統合されていたが、A 姓のときの 36 年から 41 年までの国民年金の記録が無いことに気が付き申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度創設当初から申立人の夫と一緒に国民年金に加入し、二人分の保険料 200 円を婦人会の集金人に納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 5 月 25 日に払い出されていることが確認でき、当該時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、前述の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は昭和 35 年 12 月 20 日に払い出されていることが確認できるものの、当該時点において、申立人に上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていることは確認できず、このほか申立人が国民年金制度創設時から国民年

金に加入し、保険料を納付したとする事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書、年金手帳等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 4362（事案 538、1359 及び 2844 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月3日から26年1月4日まで  
② 昭和26年5月12日から27年1月30日まで

A社における昭和24年8月3日から26年1月4日までの期間及び同年5月12日から27年7月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に3度にわたり申立てを行ったが、記録訂正には至らなかった。

今回、申立期間①を前回と同様に昭和24年8月3日から26年1月4日までの期間とするとともに、申立期間②を同年5月12日から27年1月30日までの期間に変更し、新たに思い出した同僚の名前を挙げて再度申立てを行うので、再度調査の上、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i) 申立人が所属するA社の従業員を雇用管理していたB事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和24年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月3日に同資格を喪失していること、及び26年1月4日に同資格を再取得し、同年5月12日に同資格を喪失していることが確認できる上、当該記録は所管局が保管する労務者名簿の申立人に係る雇用記録とも符合していること、ii) 申立人を雇用していたB事務所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料なども見当たらないこと、iii) 前述の被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚から聴取したところ、「当時、A社に勤務する従業員のうち、大半は短期間勤務者であり、長期間にわたり継続して勤

務していた者は極めて少数であったことを記憶している。また、当時の厚生年金保険の加入状況などは分からない。」と供述しており、申立人の主張を確認できる供述を得ることができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 19 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立人は上記の通知には納得できないとして、同時期に申立事業所において同じ業務を行っていた同僚の名前及び連絡先等が判明したことから、再度申立てを行っているが、オンライン記録等では、当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない上、当該同僚自身は申立期間当時、学生であり、厚生年金保険の被保険者ではなかったことを認めていることなどから判断すると、申立人が当該期間において厚生年金保険の被保険者であったことを裏付ける新たな供述とは認め難く、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 9 月 16 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

さらに、申立人は上記の通知には納得できないとして、再度申立てを行っているが、申立人に確認しても、勤務していたとの記憶のみで、当該期間に係る新たな供述及び関連資料は得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に平成 22 年 11 月 11 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の一部を変更し、新たに同僚の名前を挙げて再度申立てを行っているが、オンライン記録等から、申立期間①の一部及び②を含む昭和 25 年 4 月 13 日から 27 年 5 月 13 日までの期間において、前述の事務所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる当該同僚は、「申立人とは戦時中に C 社で D 職として一緒に勤務していたことは記憶しているが、A 社では申立人と会った憶えは無い。申立人の両申立期間における厚生年金保険の加入状況などについては分からない。」と供述しており、申立人の主張を確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人から新たな関連資料等は提出されておらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 16 日から同年 9 月 6 日まで

被保険者記録照会回答票を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

私は昭和 63 年 11 月にA社に入社し、平成 13 年 12 月に退社するまで継続して同社に勤務しており、当時の事業主も私が途中で同社を退社し、再度入社したことは無い旨供述している。

また、私が所持する平成 9 年分の給与支払報告書並びに 11 年分及び 12 年分の給与所得の源泉徴収票で確認できる各年の社会保険料控除額はほぼ同額であるにもかかわらず、11 年分の標準報酬月額の間合計額は 9 年分及び 12 年分の標準報酬月額の間合計額と比較して少額であり、申立期間に厚生年金保険の被保険者期間が継続していると仮定すると、9 年分及び 12 年分の標準報酬月額の間合計額との差額が少なくなることから、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したものであると思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時の事業主は、私が途中でA社を退社し、再度入社したことは無い旨供述している。」と申し立てているところ、A社の元事業主は、「申立期間当時、申立人が会社を休職又は退職することは無かったと思われる。申立期間中には、申立人に給与を支給し、給与から厚生年金保険料を控除したと推定できる。」と回答している。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、平成 11 年 7 月 15 日にA社における雇用保険被保険者資格を喪失し、同年 8 月 4 日に離職票の交付を受け、同年 8 月 19 日に求職の申込みを行い、同年 9 月 6 日に同社に

において雇用保険被保険者資格を再度取得していることが確認できる上、オンライン記録により、申立人が同年7月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、同年8月5日に当該資格喪失に係る処理及び健康保険被保険者証の回収に係る処理が行われ、同事業所において同年9月6日に新たな健康保険の整理番号で再度同資格を取得し、同年9月13日には当該資格取得に係る処理及び健康保険被保険者証の交付に係る処理が行われていることが確認できる。

また、申立期間中にA社の社会保険関係事務を受託していたとするB協会が提出した同社に係る「従業員名簿」に、申立人が平成11年7月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年9月6日に再度同資格を取得している旨の記録が確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、適用事業所名簿によれば、A社は平成14年2月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、前述の事業主は、「申立人に関する資料は保存していない。」と回答しており、オンライン記録によれば、当該事業主のほかに、申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者が存在しないため、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が所持する平成9年分の給与支払報告書並びに11年分及び12年分の給与所得の源泉徴収票を検証したものの、申立期間における厚生年金保険料の控除について推認することはできない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月頃から 36 年 3 月頃まで  
② 昭和 37 年 4 月頃から同年 6 月頃まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、両申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間①については、A社にB職として勤務していた期間であり、申立期間②については、C社に勤務していた期間である。

申立期間①については、A社の社員旅行の際に同僚と一緒に写った写真及び勤務先として同社の名称が印刷されている名刺を提出するとともに、申立期間②については、勤務先としてC社の名称が印刷されている名刺を提出するので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、いずれの事業所からであったかは分からないが、誕生日が間違っただけ記載された厚生年金保険被保険者証を受け取った記憶があり、このことが厚生年金保険の被保険者記録が欠落した原因ではないかと思われるので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が提出したA社の社員旅行の際に同僚と一緒に写ったとする写真及び勤務先として同社の名称が印刷されている申立人の名刺並びに同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は昭和 44 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は死亡

しており、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、適用事業所名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになったのは昭和34年7月1日であり、申立期間①のうち、32年1月頃から34年7月1日までの期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は、申立事業所とは別の事業所であるD社において昭和35年7月11日付けで発行された身分証明書を所持していることから判断すると、同日以降は当該事業所に勤務していたことが推認できるものの、適用事業所名簿によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することになったのは46年10月1日であり、申立期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる上、同社により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

2 申立期間②については、申立人が提出した勤務先としてC社の名称が印刷されている申立人の名刺から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、C社は昭和52年7月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主とは連絡が取れず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は申立人の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の複数の同僚は、「C社は、入社後に約2か月から3か月の試用期間があった。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、「誕生日が間違っていて記載されている厚生年金保険被保険者証を受け取った記憶があり、このことが両申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している原因ではないか。」と主張しているが、両申立期間後の昭和 43 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した、両申立事業所とは別の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、一旦記載された申立人の誕生日が訂正されていることが確認できる。